

チャレンジネット

第3号

平成29年9月14日
富山県立富山総合支援学校
進路指導部

小学部の進路学習

小学部主任 吉岡 素子

小学部にとって「進路」というとまだ少し先のことに感じられますが、今から子供たちがどのような社会人になるのか、卒業生の姿を通してイメージしてみてもよいと思います。

子供たちはこれからたくさんの出来事に出会います。初めてのことに取り組むときは不安になりますが、自己肯定感が育っているとチャレンジしようと踏ん張れるそうです。毎日の生活の中で「できていること」「できた」に注目して褒めて認めてあげることが積み重ねていくことが、自己肯定感を高め、「なにかできそうな気がする」という前向きな気持ちを育てていくそうです。自分のことができるようになると次は誰かの役に立ちたい、役に立ててうれしいという気持ちも生まれます。子供たちの良さをたくさん見つけて伝えて、課題に根気よく取り組める強く豊かな心を育てていきたいと考えています。

各学部の取組

小学部 ～夏休みの生活から～

家のお風呂をスポンジを使って、一人で掃除しました。お母さんに「ありがとう」と言われて、嬉しい気持ちになりました。

6年生

お母さんと買い物に行きました。スーパーで、お母さんに頼まれた牛乳を探して、かごに入れるお手伝いをしました。上手にできてよかったです。

1年生



大きなスイカを抱えて、家の中に運ぶお手伝いをしました。お母さんと一緒に包丁で切ることに挑戦しました。

3年生

中学部 ～夏休みの生活から～

家に一人である間も、学校や訓練で取り組んでいる運動を思い出して、汗をかきながら腹筋や階段昇降等に励むことができました。
3年生



初めてショートステイを利用しました。慣れない雰囲気緊張しましたが、がんばってベッドに一人で寝ることができました。修学旅行に向けて良い勉強になりました。
3年生

高等部の体験学習会に参加し、布を使ったオリジナルマグネット作りをしました。普段の授業とは違う雰囲気を体験できたので、よい刺激になりました。
3年生

高等部 ～職業講話「先輩に学ぶ」より～

夏季休業中の登校日に、本校卒業生4名を招き、職業講話を開催しました。先輩たちに、働くために在学中に身に付けておくことよいことなどを話してもらいました。

- ・ 効率を考えて作業をする習慣
- ・ 漢字の読み書き
- ・ いろいろしたときの対処方法
- ・ 失敗を恐れず、小さなことでも自分でやってみること
- ・ 苦手なことはどうしたらできるか工夫してみる



保護者の方にもたくさん参加していただき、ありがとうございました。

～校内就職ガイダンス～

8月17日～21日、高等部3年生の就労希望者を対象に就職ガイダンスを実施しました。求人票の見方や求職登録について学習したり、面接の練習をしたりしました。

※毎年8月下旬に、本人・保護者で、ハローワークに出向き、求職登録を行っています。

第1回インターンシップ推進委員会報告

インターンシップ推進委員会を開催しました。

日時：7月11日（火） 9：30～11：30

委員：富山公共職業安定所 就職促進指導官

富山障害者就業・生活支援センター 就業支援ワーカー

富山総合ビルセンター株式会社 取締役事業本部長

社会福祉法人秀愛会 多機能事業所ステップ サービス管理責任者

社会福祉法人恵風会 相談支援事業所あざみ 相談支援専門員

特別支援就労支援コーディネーター

P T A代表

学校関係者 学校長 他9名

協議内容：平成29年度事業計画について

平成28年度卒業生の進路先について

平成29年度高等部3年生・2年生の就業体験について 他

協議では、働くために必要な力について、それぞれの立場からたくさんのご意見をいただきました。

- 健康であること、体力があること
- 挨拶ができること、笑顔があること
- コミュニケーションがある程度とれること

上記の三つが大きく取り上げられ、具体的には次のようなご意見をいただきました。

- ・ コミュニケーションをとるために、テレビや新聞を常に意識して情報を取り入れておく。
- ・ 日常生活の基本的なマナーを身に付け、日頃から返事や言葉遣い、身だしなみに気を付けるようにする。
- ・ どんな仕事や職種があるのか調べたり、働く目的を考えたりする。
- ・ 働くとともに、楽しみ(余暇)をもてるようにする。
- ・ 就労後、相談できる場がたくさんあることを、保護者が知っておくとよい。

2学期の予定（進路関係）

- ・ 障害者合同就職面接会（富山地区）とやま自遊館にて…9月28日（木）
- ・ 就労支援セミナー（労働局主催）高等部1、2年生対象（※）…10月26日（木）
- ・ 高等部2年生 就業体験・生活体験…11月13日（月）～11月24日（金）
- ・ 高等部1年生 就業体験…11月13日（月）～11月17日（金）

※就労支援セミナーは、希望する保護者も参観できます。（学部を問いません）

ちょっと気になる進路情報3



卒業後、福祉サービスを利用するために必要な手続き

- 1 本人（保護者）が、市町村役場の窓口（障害福祉課等）に利用希望を申請する。
- 2 本人（保護者）は、役場で、サービス等利用計画（案）の提出依頼書をもらい、必要に応じて障害支援区分（※1）の認定を受ける。
- 3 本人（保護者）は、相談支援事業所（※2）を決め、サービスの利用について相談し、2のサービス等利用計画（案）を作成してもらう。
- 4 相談支援事業所は、3のサービス等利用計画（案）を役場に提出する。
- 5 役場は、サービス利用の支給決定をする。（本人に受給者証がもらえます。）
- 6 相談支援事業所は、サービス等利用計画を決定し、本人（保護者）同意のもと、サービス事業所に渡します。
- 7 サービス事業所は、本人（保護者）に個別支援計画を作成の上、契約を結び、サービスを開始します。

※1 障害支援区分とは

障害の多様な特性や心身の状態に応じて必要とされる標準的な支援の度合いを表す6段階区分です。必要とされる支援の度合いに応じて適切なサービスが利用できるように導入されています。（より多くの支援が必要とされると、数字が大きくなります。）

受きたいサービスによっては、区分認定が必要で、生活介護利用は区分3以上、施設入所は、区分4以上と決められています。

※2 相談支援事業所

指定特定相談支援事業所において、障害福祉サービスの利用計画の作成をしていただけます。サービス事業者が、相談支援をもっている場合もありますが、利用したいサービス事業者と相談支援が同じ事業者でなくても構いません。相談支援事業所では、広く本人に必要なサービスに関して相談することができます。ただし、相談の対象が決まっているので、卒業後の利用であれば、障害者（児ではない）を対象としているか、また、障害種（身体障害、知的障害）を確認する必要があります。

在学中の福祉サービスの利用の手続きについては、上記と少し異なります。また、ご相談ください。